

経済建設常任委員長報告

経済建設常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

委員長 高宮正行

水道課長から、「本案は、昨年、阿蘇市簡易水道の一部区域を阿蘇市上水道へ統合するため、条例の一部を改正し、施行日を平成29年4月1日からと定めておりましたが、熊本地震に伴う水道の災害復旧を優先し整備できなかつたことから、施行日を延長して、平成30年4月1日から施行するとした条例の改正であります。」との説明があり、特に質疑、意見

議案第5号「阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」

はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第6号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」



坊中南住宅

委員より、「繰越明許費補正にある市営住宅管理事業、老朽住宅解体撤去について内容の説明を。」との質疑があり、住環境課長か

ており、この6団地23棟の戸数は33戸になります。」との答弁がありました。

建設課所管分

委員より、「県の権門管理委託が無くなつた理由は。」との質疑があり、建設課長から、「これまで施設が完成すると、地元市町村へ管理を委託されておりましたが、実際は専門的な知識も必要であることから、今後は県で直接管理を行うこととなりました。」との答弁がありました。

農政課所管分

委員より、「青年就農給付金の状況をお聞きしたい。」との質疑があり、農政課長から、「今年度、受給された

まちづくり課所管分
委員より、「雑入について、指定管理施設納付金が減額していることについて、その理由をお聞きしたい。」との質疑があり、まちづくり課長から、「4月の震災、10月の噴火に伴い、来場者、売り上げとともに大きく減少しております、包括協定書に基づいて減額したものです。」との答弁がありました。

議案第7号「平成28年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」

委員より、「売店の賃借料が減額されたことについて、説明をお願いします。」との質疑があり、觀光課長から、「4月16日の震災の際、施設は被災しておらず、立入規制に掛かりましたが使用可能でありました。その後、10月8日の噴火で施設は破損し使用不能となり、先方と協議を行い、

ら、「市営住宅の解体は、竹林、新橋、坊中南、赤水西、万五郎、南古神団地を予定としており、うち、竹林、新橋、坊中南、赤水西団地が工事発注済みであります。残りの万五郎と南古神団地については、現在、入札準備を進めています。」との答弁がありました。

委員より、「雑入について、指定管理施設納付金が減額していることについて、その理由をお聞きしたい。」との質疑があり、まちづくり課長から、「4月の震災、10月の噴火に伴い、来場者、売り上げとともに大きく減少しております、包括協定書に基づいて減額したものです。」との答弁がありました。

方は、継続分で24件、うち2件がご夫婦、新規分では13件で、うち1件がご夫婦という内容であります。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員より、「雑入について、指定管理施設納付金が減額していることについて、その理由をお聞きしたい。」との質疑があり、まちづくり課長から、「4月の震災、10月の噴火に伴い、来場者、売り上げとともに大きく減少しております、包括協定書に基づいて減額したものです。」との答弁がありました。

方は、継続分で24件、うち2件がご夫婦、新規分では13件で、うち1件がご夫婦という内容であります。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「県管理河川の護岸難

方は、継続分で24件、うち2件がご夫婦、新規分では13件で、うち1件がご夫婦という内容であります。」との答弁がありました。

ことになりました。」
との答弁がありまし
た。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第8号「平成28年

したい」との質疑があり、住環境課長から、「工法変更した主な箇所として、成川橋の架け替えに伴う下水道工事になります。当初は、橋梁に添架されております下水道を護岸に沿つて掘り返して、河床を通す計画であります」と答えたが、河川管理者と

議案第15号「平成29年
度阿蘇市一般会計予算」



成川橋橋梁添架菅移設工事

住環境課所管分

なります県との協議の中で、川の上流に移動し、堤防の上を通す工法に変更する結果となりました。」

の査定数値は、短期間での調査、設計を行つたもので、実際、工事に入りますと、予定していた土質が異なる

等、想定外の様々な要因も発生しますので、変更は避けられないものと考えております。」との答弁があります。

以上のような審議を
経た結果、本案は原案
のとおり可決すべきも
のと決定いたしまし
た。

議案第15号 「平成29年度阿蘇市一般会計予算」について

あくまでも地震災害に

あくまでも地震災害によって破損した部分の修繕になりますので、配管や揚水部分の施設も被災した部分であれば対象となる事業であります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、

「被災地宅地復旧支援事業費の内容をお聞きしたい」との質疑があり、住環境課長から、「宅地被災の復旧事業

橋梁添設架菅移設

建設課所管分

委員から、「がけ地近接等危険住宅移転事業補助金については、直接、住民の方々の意見を聞いて、総務課と共にしつかりと事業を進めて下さい。」との意見がありました。

觀光課所管分

委員から、「観光振興費の負担金・補助金の主な内容は。また、来たる東京オリンピックやワールドカップラグビー等の合宿等を誘

致する計画は。」とい
う質疑があり、観光振
興係長から、「阿蘇市

光協会の職員の人事費、運営費、ホームページ等の管理料になります。」との答弁があり、また、**観光課長補佐**から、「阿蘇くじゅう観光圏事業負担金は、事業主体は公益財団法人阿蘇地域振興デザインセンターで、阿蘇と竹

農業委員會所管分

農業委員会所管分 委員から、「農業者 年金の加入について は、農家の方々と直接 関係する農協とより一 層、連携を深められ推 進されますよう要望し ます。」との意見があ りました。

田と高千穂が一つの観

光圏となり10年前に観
光庁に認定を受けた事
業で、内牧温泉が主た
る滞在促進地区とし
て、その強化を図る事
業がメインとなつてい
ります。」との答弁があ
りました。合宿等の誘
致については、**観光課**

まちづくり課所管分

委員より、「海外アーティスト招へい事業負担金について、今年度も継続して行うのか。」

事業は、平成26年度に事業が創設され、以降、継続して実施していく
したが、平成28年度は、震災の影響で中止となつておりました。平成29年度、事業を再開し、2名を受け入れる
為の負担金として13万8,000円を計上しました。この答弁があり、**経済部長**から、「県から説明を受けましたが、レベルの高い施設を準備する必要があるので、現在のところ教育課と協議し、観戦者やスタッフの受け入れを行う方向であります。」と答弁があり、**経済部長**からは、「施設設備の投資にかかる費用等も多大なものになると想定され、それに向けての補助事業等が具体的になつていませんので、その辺の状況も踏まえ慎重に検討して参りました。」との答弁がありました。

農政課所管分
委員より、「農地費にある多面的機能支払交付金事業補助金について、それぞれの配分額をお聞きしたい。」との質疑があり、**農政課長**から、「本事業は、4億1,000万円と
いうことで、国が2分の1、県が4分の1、

市が4分の1という負担内容になつていま

す。配分につきましては、一の宮地区で、約1億300万円、荻の草地区で約179万円、阿蘇地区は約2億4,000万円、そして、波野地域が約1,800万円となりました。また、草原の部分につきましては、公益財団法人阿蘇グリーン

本設管渠工事について、工期はどのくらいかかるのか。」との質疑があり、**住環境課長**から、「現在、県が下部工を工事してお

り、その竣工予定が、

補佐から、「現

議中でありますので確定しております。」との答弁があり、また、「これらに関する諸経費については、別に計

算月延長し6月までの工期となりました。その後に上部工へと入

り、平成29年度内完了を目指しているところ

です。」との答弁がありました。

また、別の**委員**より、「委託料にある応急仮設ポンプ維持管理委託料について、箇所と使用期間を、そして、

この中には電気料等の

狩尾地区で県道の分と市道の分2箇所、内

牧2区のホテル角萬の西側部分。内牧1区、新町にある大塚豆腐屋前の合計4箇所になります。期間につきまし

ては、関係機関との協議中でありますので確定しております。」との答弁があり、また、「これらに関する諸経

費についての答弁があります。」と

以上のようないかだ結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号「平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」

上しております。」と

の答弁がありました。

以上のような審議を

経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。



草原保全活動の拠点となる阿蘇草原保全活動センター
写真提供 阿蘇テレワークセンター